



平成 24 年 5 月 17 日

各 位

上 場 会 社 名 広島電鉄株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 越智 秀信
(コード番号 9033 東証第2部)
問 合 先 責 任 者 取締役M・Sカンパニープレジデント
倉本 勇治
TEL(082)242-3542

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の第103回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 21 条につきまして、経営体制の一層の強化・充実を図ることを目的とし、取締役の員数を 10 名以内から 12 名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、第 29 条および第 38 条として新設するものであります。

なお、第 29 条の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 21 条(取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第 21 条(取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第 22 条 ～ [条文省略] 第 28 条	第 22 条 ～ [現行どおり] 第 28 条
[新 設]	<u>第 29 条(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

<p>第 <u>29</u> 条 ～ [条文省略] 第 <u>36</u> 条</p> <p>[新 設]</p> <p>第 <u>37</u> 条 ～ [条文省略] 第 <u>40</u> 条</p>	<p>第 <u>30</u> 条 ～ [現行どおり] 第 <u>37</u> 条</p> <p>第 <u>38</u> 条(社外監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 <u>39</u> 条 ～ [現行どおり] 第 <u>42</u> 条</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (木)

以 上